みらい教育カードローン「春、いちばん」（(一社）しんきん保証基金保証）

ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ・当金庫の営業地区内に居住または勤務される方 ・満 20 歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ・ご子弟等が学校等に就学中または就学予定の方 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの ・保証会社である(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	・お申込人のご子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
お借入金額	・50 万円以上 500 万円以内(10 万円単位)
お借入期間	【カードローン期間中】 ・ 5 年以内（1 年更新） ※ 契約時に卒業予定月の 3 ヵ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定 ※ 医学部・薬学部等の 6 年制大学等、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 7 年かつ卒業予定月の 3 ヵ月後の月末まで 【証書貸付切替後】 ・3 ヵ月以上 10 年以内
お借入金利	・ 固定金利 （利息の計算方法） 【カードローン期間中】 ・毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算 【証書貸付切替後】 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算 ※ 現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご利用形式	・就学期間（準備期間含む）中はカードローン（当座貸越）方式とし、ローンカードにより ATM・CD でご出金いただきます。
ご返済方法	【カードローン期間中】 ・元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月 10 日払い） ※ 元金の任意返済は随時可能です。 ※ 卒業予定月の 3 ヵ月後の月末までに教育カードローン証書貸付に切り替えることで教育カードローンは完済となります。 【証書貸付切替後】 ・毎月 5 日に元金均等または元利均等返済とし、ボーナス併用(お借入金額の 50%以内)もご利用いただけます。
担保・保証人	・不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします)
保証料	・お借入金利に含みます。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 （1 年 365 日とする日割り計算）
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室（9 時～17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電

	話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	・ご本人であることを確認できる資料 ・所得を確認できる資料（申込金額100万円以下の場合は不要です） 　〇給与所得者…公的所得証明書または源泉徴収票 　〇事業所得者…公的証明書または税務署の受付印のある確定申告書 　〇年金所得者…年金裁定通知書または年金改定通知書等 ・ご子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類（合格通知書、在学証明書、学生証等） ・ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） ※その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。